

平成 21 年 4 月 6 日

企業会計審議会 御中

あらた監査法人 / PwC アドバイザリー株式会社
IFRS プロジェクト室

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴企画調整部会から平成 21 年 2 月 4 日付で公表されました「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」（以下「中間報告案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（1）我が国への IFRS 適用の是非

【意見】 我が国における将来の IFRS 適用を強く支持する。また IFRS 適用にあたっては、その影響の大きさと広がり配慮し、最初に任意適用を実施し、その後強制適用に踏み切るアプローチを採用すべきであるとする。

【理由】 中間報告案の公表は、現在世界規模で広がる IFRS 適用のながれを受け、我が国が将来を見据え、コンバージェンスを推進しながらも、我が国企業に対して IFRS に基づく財務諸表の法定開示を認める、ないしは義務づける方向性に向かう契機として位置づけられる。財務諸表の国際的な比較可能性の確保、海外投資家に対する財務諸表の利用可能性の向上及び我が国企業の国際競争力強化という点で強みをもつ IFRS の適用を強く支持し、中間報告案の公表を歓迎する。

(2) 強制適用の決定までの作業の内容とマイルストーンの明確化

【意見】 強制適用の判断を行う 2012 年までの作業の内容とマイルストーンを明確にした上で議論を継続すべきである。また議論の過程においては、税務当局の関与が必要不可欠であると考ええる。

【理由】 中間報告案では、「判断の時期については、とりあえず 2012 年を目途とする」としており、2012 年までの議論の継続の有無、今後の具体的な作業の内容及びマイルストーンが明確にされていない。また個別財務諸表への適用も検討課題のひとつであり、作業を進める際には税務当局の関与が必要であると考ええる。

(3) 任意適用に向けた制度整備

【意見】 2010 年 3 月期からの適用を可能とするために、関連制度（四半期報告制度、税法、JSOX、銀行・証券・保険等の各業法等）を速やかにかつ十分に整備すべきである。また、もし制度の整備に時間を要することが想定される場合には、任意適用の時期を 1 年～2 年遅らせることも検討すべきと考ええる。

【理由】 中間報告案では、早期に IFRS を適用したいと考えている企業に機会を提供し、また我が国企業の適用事例を把握し将来の強制適用に向けた検討や体制の整備を進めるためにも、2010 年 3 月期からの任意適用の開始が想定されているものと考ええる。しかし、関連制度（四半期報告制度、税法、JSOX、銀行・証券・保険等の各業法等）が整っていない中で任意適用を認めれば、財務諸表作成者や監査人は新制度に対応するために必要な準備事項を十分に把握できず、混乱が生じる可能性がある。このような混乱を避けるためにも、関連制度を速やかにかつ十分に整備することが望まれる。また、制度の整備に時間を要することが想定される場合には、その時間を考慮に入れて、例えば、任意適用の時期を 2011 年 3 月期または 2012 年 3 月期からと決定すべきと考ええる。

(4) 任意適用の要件

【意見】 任意適用の対象となる会社に要件を設けるのであれば、客観性の高い判定基準にすべきである。

【理由】 任意適用の対象となる会社の要件として、中間報告案では「IFRSによる財務報告について適切な体制を整備」することを例示している。任意適用の対象となる会社に要件を設けない方法も考えられるが、もし設けるのであれば、客観的な判定基準がないと、企業は任意適用が許容されているのかどうかの判断ができず、結果として任意適用の制度が利用されない可能性もあると考える。

(5) 任意適用時の並行開示の明確化及び日本基準数値に関する監査の免除

【意見】 日本基準による並行開示の内容を明確にすべきである。また当年度の日本基準数値の開示を要求する場合、当該数値に関する監査は免除すべきである。

【理由】 中間報告案には、適用初年度に並行開示を求める旨の記載があるが、その開示内容（財務諸表一式を意味するのか）についての具体的な記載がなく、作成者の負担が不明確である。

また、IFRS適用初年度において、日本基準に基づく財務諸表の監査も義務づけることは、監査人だけでなく被監査企業にとっても、負担が非常に大きくなると予想される。

任意適用を促進し、我が国でのIFRS強制適用の基盤を整備していくためには、任意適用を選択した会社に過度に大きな負担をかけない制度を整備する配慮が必要であると考えます。

(6) IFRSの留保は非常に稀な場合に限る旨の明記

【意見】 個々のIFRSの適用を認めるための手続を設ける場合、IFRSの一部留保は非常に稀な場合に限る旨を明記すべきである。

【理由】 今後、我が国がIFRSの品質向上に貢献していくためには、IASBが作成するIFRSを留保なく適用しIFRSの比較可能性の向上に寄与することが重要と考える。しかしながら、現時点で想定していない事態が将来発生する可能性を考えて、個々のIFRSの適用を認めるための手続を設けるのであれば、現時点においてIFRSの一部を留保するような事態が起きていないこと、及び留保は非常に稀な場合に限る旨を明記して、我が国のIFRS適用の方向性や立場について誤解なく周知されるよう配慮すべきである。

(7) IFRS を適用する場合の言語

【意見】 我が国で IFRS を適用する場合に日本語訳を正とするのであれば、質の高い翻訳を迅速に公表できる体制を整備すべきである。

【理由】 IFRS を適用する場合、日本における英語環境、及び欧州や韓国が母国語の IFRS を正式に使用していることを考慮し、日本でも日本語訳を正とすることが考えられる。その場合、IFRS の新基準あるいは改訂基準の公表後すみやかに日本語訳を公表する体制が整っていないと、発効日までの準備期間が短くなり、結果として、基準の厳格な適用が阻害される可能性がある。したがって、質の高い翻訳を迅速に公表できる体制の整備を急ぐべきであると考えられる。

以 上